

福生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（認可基準条例）等の制定について

1 趣旨

令和8年度より全ての区市町村で本格実施する乳児等通園支援事業の設備・運営に関する基準を定める。

また、市町村等以外の事業者が実施する場合は市町村による認可が必要となることから、認可等の手続きに関する事務の取り扱いを定める。

2 乳児等通園支援事業の概要

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、令和8年度より全ての区市町村で開始。実施主体は市町村となる。対象は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども。保護者負担は1時間300円程度を標準として各事業所において設定する。

3 市町村等以外による事業の実施

児童福祉法第34条の15第2項において、「国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。」とあることから、市町村等以外の実業者が実施する場合は、市町村による認可が必要となる。

なお、公立保育園等で市町村が実施する場合は認可手続きが必要となるが、本市には公立保育園がないことから、市町村等以外の実業者による実施が必要不可欠となる。

4 制定する条例及び規則とその内容

- (1) 福生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
内容：事業所の設備・運営に関する基準の概要
- (2) 福生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
内容：事業所の設備・運営に関する基準の詳細な内容
- (3) 福生市乳児等通園支援事業設置認可等事務取扱規則
内容：認可等の手続きに関する事務の取り扱い

5 制定による効果・影響

条例及び規則を制定することで、事業の実施に必要な基準を定めることができる。また、適切な認可の届出を受けることができる。

6 認可対象事業者

市内で保育事業を実施している以下の種類の施設のうち、事業の実施意向がある事業者。
・認可保育所（12園）

- ・認定こども園（2園）
- ・小規模保育事業所（1園）
- ・幼稚園（3園 ※休園中の園は除く）

※上記に限らず認可基準を満たせば事業の実施は可能だが、当面の間は市内で保育事業の実施実績のある上記施設を対象とする。

7 施行日

公布の日（令和7年9月30日）から

8 今後のスケジュール(予定)

(1) 認可申請

- ・令和7年10月～ 認可申請受付開始
- ・令和7年12月頃 市保育協議会・市私立幼稚園連合会へ認可に関する意見聴取
- ・令和8年1月頃 認可決定

(2) 確認申請・利用定員の設定

- ・令和7年12月 市議会定例会 確認基準条例（審議会条例を含む）上程
- ・令和8年1月頃 確認申請受付開始
- ・令和8年2月頃 子ども・子育て審議会 利用定員の設定に係る審議
- ・令和8年3月 確認通知書の発行開始